



大北森林組合等に対して交付した森林造成事業補助金の 交付決定を取り消し、その返還を求めました（第 2 回）

平成 27 年 8 月 7 日に決定した「大北森林組合の補助金不適正受給を踏まえた今後の対応方針」に基づき、大北森林組合等に対して交付した森林造成事業補助金（以下「補助金」といいます。）の交付決定の一部を取り消し、54 件、金 80,632,100 円を 11 月 12 日（木）までに返還するよう、本日命じました。

1 大北森林組合

(1) 補助金交付決定の一部取消及び返還請求の概要

平成 22 年 10 月 27 日付けで行った補助金交付決定及び同日以降に行った平成 22 年度補助金交付決定のうち精査が完了したものについて取り消し、次表のとおり 51 件、金 75,894,400 円の返還請求を行いました。

詳細については、別紙のとおりです。

区 分		検証委員会が不適正とした案件(A)	交付決定を取消し、返還を求める案件(B)	備 考
森 林 作業道	件 数	24 件	24 件	一部返還請求が 1 件（請求しない額 31,200 円）あるため、(A) と (B) の金額は一致しない。
	補助金額	27,148,500 円	27,117,300 円	
間伐等	件 数	55 件	27 件	(A) と (B) の差 28 件、金 23,455,600 円は不用萌芽除去（大北ルール）であり、返還請求しない。
	補助金額	72,232,700 円	48,777,100 円	
計	件 数	79 件 (28 件)	51 件 (10 件)	
	補助金額	99,381,200 円 (17,855,100 円)	75,894,400 円 (7,295,100 円)	

* 「計」の下段の（ ）内数値は、平成 22 年 10 月 27 日付けで行った補助金交付決定分

(2) 補助金交付決定の一部取消及び返還請求の考え方

- ・ 森林作業道については、未施工 17 件、適用単価不適合 7 件の補助金交付決定を取り消し、適用単価不適合のうち 1 件は適正単価に基づく補助金額との差額を、その他 23 件は全額の返還を求めることとしました。
- ・ 間伐等については、未施工 15 件、整理伐等の要件不適合 12 件の補助金交付決定を取り消し、全額の返還を求めることとしました。
- ・ 間伐等のうち、いわゆる「大北ルール」に基づく「不用萌芽除去」28 件については返還を求めないこととしました。

2 大北森林組合以外の北安曇地方事務所管内の他の事業体

(1) 補助金交付決定の一部取消及び返還請求の概要

平成 22 年 10 月 27 日以降に行った平成 22 年度補助金交付決定について精査した結果、平成 22 年 10 月 27 日付けでひふみ林業有限会社（池田町）に対して行った補助金交付決定の一部を取り消し、次表のとおり 3 件、金 4,737,700 円の返還請求を行いました。

詳細については、別紙のとおりです。

区 分		コンプライアンス推進・フォローアップ委員会が不適正とした案件 (A)	交付決定を取消し返還を求める案件 (B)	備 考
間伐等	件 数	4 件	3 件	一部返還請求が 2 件（請求しない額 3,003,000 円）、大北ルールに基づく不用萌芽除去のため返還を求めないもの 1 件（ひふみ林業(有)以外の事業体からの申請、請求しない額 414,600 円）があるため、(A)と(B)の金額は一致しない。
	補助金額	8,155,300 円	4,737,700 円	

(2) 補助金交付決定の一部取消及び返還請求の考え方

- ・ 重複 1 件の補助金交付決定を取り消し、全額の返還を求めることとしました。
- ・ 除地を含む申請 2 件については、いわゆる「大北ルール」に基づく「不用萌芽除去」に該当するため返還を求めませんが、申請から除くべき林地以外の区域（除地）を含んでいるため、当該部分については補助金交付決定を取り消し、返還を求めることとしました。

(注) 間伐等のうち、いわゆる「大北ルール」に基づく「不用萌芽除去」については、補助対象事業の実施要件には適合しないものの、当時の北安曇地方事務所林務課の指導に沿って行ったものであり、やむを得ない施業だったと評価できることから、返還を求めないこととしています。詳しくは、8 月 14 日付け林務部プレスリリース（第 1 回返還請求関係）を参照してください。

しあわせ信州創造プラン（長野県総合 5 か年計画）推進中

北安曇地方事務所林務課
 (課 長) 加藤 邦武
 (課長補佐) 松村 正 (担 当) 中島 治
 TEL 0261-23-6519 (直通)
 0261-22-5111 (代表) 内線2213、2211
 FAX 0261-23-6565
 E-mail hokuan-rimmu@pref.nagano.lg.jp

林務部
 (林務参事) 久保田 俊一
 森林づくり推進課
 (課 長) 前島 啓伸 (担 当) 青木 竜一郎
 TEL 026-235-7270 (直通)
 026-232-0111 (代表) 内線3251、3255
 FAX 026-234-0330
 E-mail rinsei@pref.nagano.lg.jp

大北森林組合に対する補助金返還請求の内訳

(件数:件、金額:円)

区分	不適正受給の内容	補助金の交付決定の内容					返還請求の内容				備考
		件数	事業地	国費	県費	計	件数	国費	県費	計	
森林作業道	未施工	17	大町市 8件 池田町 2件 松川村 2件 白馬村 5件	11,245,500	4,188,600	15,434,100	17	11,245,500	4,188,600	15,434,100	全額返還請求
	適用単価 不適合	7	大町市 3件 松川村 2件 白馬村 2件	8,535,000	3,179,400	11,714,400	7	8,512,200	3,171,000	11,683,200	6件:全額返還請求 1件:適用単価との差額分を返還請求
	計	24	—	19,780,500	7,368,000	27,148,500	24	19,757,700	7,359,600	27,117,300	
間伐等	未施工	15	大町市 5件 池田町 10件	18,123,500	10,604,800	28,728,300	15	18,123,500	10,604,800	28,728,300	全額返還請求
	要件不適合 (伐採率不足等)	8	大町市 3件 池田町 5件	13,838,400	5,953,700	19,792,100	8	13,838,400	5,953,700	19,792,100	全額返還請求
	要件不適合 (不用萌芽除去)	4	大町市 4件	187,200	69,500	256,700	4	187,200	69,500	256,700	不用萌芽除去でも大北ルールでもない作業内容であることから全額返還請求する
	要件不適合 (大北ルール・不用萌芽除去)	28	大町市 18件 池田町 4件 松川村 2件 白馬村 4件	17,091,300	6,364,300	23,455,600	0	0	0	0	大北ルールに該当するため、返還請求しない
	計	55	—	49,240,400	22,992,300	72,232,700	27	32,149,100	16,628,000	48,777,100	
合計		79	—	69,020,900	30,360,300	99,381,200	51	51,906,800	23,987,600	75,894,400	

(注) 不適正受給の内容に複数合致する案件については、主たる内容に基づき分類している。

ひふみ林業(有)に対する補助金返還請求の内訳

(件数:件、金額:円)

区分	不適正受給の内容	補助金の交付決定の内容					返還請求の内容				備考
		件数	事業地	国費	県費	計	件数	国費	県費	計	
間伐等	重複	1	大町市 1件	3,137,100	1,168,700	4,305,800	1	3,137,100	1,168,700	4,305,800	全額返還請求
	除地を含む申請※	2	大町市 2件	2,502,600	932,300	3,434,900	2	314,700	117,200	431,900	大北ルールに該当するため返還請求しないが、除地を含んでいるため、当該部分については返還請求
	計	3	—	5,639,700	2,101,000	7,740,700	3	3,451,800	1,285,900	4,737,700	
合計		3	—	5,639,700	2,101,000	7,740,700	3	3,451,800	1,285,900	4,737,700	

※ 申請から除くべき林地以外の農地等を含んだ申請